

スマイルタイムズ

No. 224

続・ひとりの海外旅行

院長 中山 茂樹

（前号のあらすじ） 私が初めて海外旅行をしたのは19歳、大学1年の冬休みでした。両親と妹がタイに居たので家族と一緒に正月を過ごそうと言うことになったのです。飛行機にも乗ったのは初めてなので、とまどうことばかり、隣席のアメリカ人夫婦に“Can I smoke?”と尋ねてきょとんとされましたが、今なら“May I smoke?”と言うべきだと分かります…。

飛行機が下降し始めた時、眼下、一面に広がる水田や川やため池が多数、見えて来ました。日本の田舎と同じようながらうやく到着したためか、太陽のためか、とても眩しく感じたのを思い出します。12月の真冬の日本から灼熱のタイへ、ドンファン空港(?)に降り立ち、一歩踏み出した時、瞬時に灼熱の太陽の歓迎を受けたと感じました。

初めての外国、初めての飛行機ですが、こわいとか、どうしようとかの不安を全く感じなかったことだけは覚えています。怖いもの知らずと言うより単に無知なだけだったのでしょう。

1時間かけて空港から両親のいるバンコックへ車で向かいましたが8ヶ月ぶりに会った母が矢継ぎ早に質問や話をしかけてくるので異国情緒など感じる暇もなく、日本に引き戻された感じでした。

両親のいる建物はプール付きの外人ばかりが住むマンションで住まいは4LDK、但し、日本のように四季がないため、タンスなどの収納備品はなく、クローゼットでまかなうガラランとした広い部屋でした。日本の東京だと4畳半一室、玄関共有、共同トイレ、風呂は外出して銭湯、という暮らしから考えると違和感があって4畳半のほうが自分には合っているなあと考えていました。

翌日から3週間、両親、20歳くらいのお手伝いさん、父の友人の奥さんなどに日々、いろんな所へ連れて行って貰いました。そのうち、一番記憶に残るのはお手伝いさん（この年で結婚していて子供もいるということでしたが）に連れて行ってもらった寺院、市場、ワニ園、どこも日本人の観光客は少なく、また寺院の見学（いろいろ、タイ語で説明してくれるのですがさっぱり分からず）の時はそのお手伝いさんのまねをして訳分からずにおじぎをしたり手を合わせたりしていました。見学と言うよりタイの人々のお参りの仕方を学んだという感覚でした。

思い出すと、子供の頃、ひ祖母、祖母、が“おやま”に行くと言うので連れられて伏見のお稲荷さんに行った感覚でした。

平成26(2014)年 11月27日(木)発行
発行者 小浜市多田2-2-1 中山クリニック 院長 中山茂樹
<http://www.nakayama-clinic.jp>

その点タイ人も日本人と共通しているなあと考えたものです。

父の休みの日、パタヤという海岸に連れて行って貰いましたが観光客も少なく、船をチャーターして島に行き水上スキーを楽しみました。底まで透き通った水、きれいすぎる海、眩しすぎる太陽を楽しみ過ぎ、それから3日間は日焼けと言うよりやけどした背中中は仰向けに寝ることを不可能にしました。“熱い”“痛い”と嘆く私を母が冷やしてくれたのを覚えています。

食べ物はフルーツ、中華料理がうまかった（特に小ろうぼう）。トムヤンクンは記憶にありません。何のかんのと3週間を過ごし、帰国しました。日本の銭湯で冬だというのに海水パンツの日焼けのあとがくっきり、タイ行き証を長く私に残してくれた旅でした。

忘れられる権利

最近の情報の中で興味深かったのは「忘れられる権利」と「人間以外の物は著作権を持ってない」と言う2つの考え方でした。

今やネット社会で、何でもネットを検索すると情報が得られたり答えが出て来ます。

ヨーロッパでスペイン人の男性が自分の名前で検索すると16年前の債務不履行に関する情報が出てくるため米グーグルに削除を要求した結果、EU司法裁判所が「自分にとって不都合な情報が表示されるのを拒否する権利」を認めました。この結果ヨーロッパでは「忘れられる権利」が提起され、話題を呼んでいます。日本でも、もう、何年も前のことを今更に集まるとゴシップまがいにごそごそ噂する人がいたら皆さん注意しましょう。もうそんなこと忘れましょうよ。その人には「忘れられる権利があるんですよ」と言って…。

当紙、145号の「ボタンを押さない力」の文の中に、戦場で記録映画を撮っていた男が銃弾で斃れた時、機械であるカメラは回り続け、素晴らしい場面をフィルムに収めた。それは芸術作品になり得るかと言った問題提起をしましたが、さらにそれに伴い著作権はどうなるかも問題になります。過日、アメリカでサルが自分撮りのカメラで撮った写真がネットに載ったのをカメラの持ち主が著作権を主張したのをアメリカの司法は否定しました。曰く、「借りた筆で描いた絵の著作権を筆の所有者が主張するようなもの」と言うことで、サルは言うに及ばず、サルの持ち主にも著作権は発生しないということでした。なるほどの判定です。

《あとがき》 当院、ミニギャラリーは10月から岡本卓也さん（上中町安賀里）の油絵です。つばな会会員、示現会3回入選の方です。